

吸収分割公告

平成29年10月30日

債権者各位

東京都中央区晴海一丁目8番10号
株式会社プラザクリエイト本社
代表取締役 大島 康広

当社は、平成29年12月1日を効力発生日として、当社の不動産事業に関する権利義務を株式会社プラザクリエイト（旧商号 株式会社プラザクリエイトストアーズ）に承継させる吸収分割をおこなうことにいたしましたので、下記のとおり公告いたします。

当社は会社法第784条第2項、株式会社プラザクリエイトは会社法第796条第1項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに分割を決定しております。

記

下記会社は、吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。効力発生日は平成29年12月1日であり、甲および乙は平成29年10月23日に取締役会決議を終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は以下のとおりで、乙は金融商品取引法による有価証券報告書提出済みです。

（甲）掲載紙 官報

掲載の日付 平成29年7月3日

掲載頁164頁（号外第142号）

甲：東京都中央区晴海一丁目8番10号
株式会社プラザクリエイト
代表取締役 大島 康広

乙：東京都中央区晴海一丁目8番10号
株式会社プラザクリエイト本社
代表取締役 大島 康広

以上